

令和3年度

行政監査結果報告書

公用車の使用・管理・安全対策について

所沢市監査委員



所監第 72 号

令和4年3月30日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様
所 沢 市 議 会 議 長 大 舘 隆 行 様
所沢市教育委員会教育長 大 岩 幹 夫 様
所沢市上下水道事業管理者 平 田 仁 様
所沢市選挙管理委員会委員長 竹 内 利 明 様
所沢市農業委員会会長 池 田 稔 様
所沢市代表監査委員 渡 邊 豪 様

所沢市監査委員 渡 邊 豪

同 三 上 昌 美

同 末 吉 美 帆 子

同 入 沢 豊

行政監査結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を所沢市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

第1 監査の種類

行政監査

第2 監査のテーマ

公用車の使用・管理・安全対策について

第3 監査の目的

本市では、公務を効率的・機動的に遂行するため、本庁及び出先機関に多数の公用車を保有し、管理運用している。一方、公用車の取得、運用及び維持管理のためには様々なコストがかかっており、また、公用車の使用による二酸化炭素の排出は環境への負荷を増やす要因にもなっている。さらに安全管理の面からは、公用車の使用は交通事故発生と常に背中合わせというリスクを併せ持つこととなっている。

これらの状況を踏まえ、公用車の使用、管理状況及び安全対策の実態を把握することにより問題点を検証し、もって今後の事務改善に資することを目的とする。

第4 監査の対象

1 対象範囲

令和2年度及び令和3年10月31日までの公用車の使用・管理・安全対策に係る事務

2 対象部署

全部署

第5 監査の期間

令和3年11月25日から令和4年3月30日まで

第6 監査の実施方法

1 事前調査

令和2年度及び令和3年10月31日現在における公用車の使用・管理・安全

第8 監査の概要

1 公用車の保有状況

(1) 部局別の保有状況

令和3年10月31日現在 (単位:台)

部局	所管課・使用課	台数 (課・施設)	保有形態	台数	台数 (部局計)	構成 比率
危機管理室					2	0.6%
	危機管理室	2	貸出車	2		
財務部					58	16.7%
	管財課 (自動車管理事務所共用車)	54	共用車	54		15.5%
	資産税課	4	貸出車	4		
市民部					16	4.6%
	地域づくり推進課 (狭山ヶ丘コミュニティセンター)	1	貸出車	1		
	松井まちづくりセンター	1	貸出車	1		
	富岡まちづくりセンター	1	貸出車	1		
	小手指まちづくりセンター	1	貸出車	1		
	(小手指公民館分館)	1	貸出車	1		
	山口まちづくりセンター	1	貸出車	1		
	吾妻まちづくりセンター	1	貸出車	1		
	柳瀬まちづくりセンター	1	貸出車	1		
	三ヶ島まちづくりセンター	1	貸出車	1		
	新所沢まちづくりセンター	1	貸出車	1		
	新所沢東まちづくりセンター	1	貸出車	1		
	所沢まちづくりセンター	1	貸出車	1		
	並木まちづくりセンター	1	貸出車	1		
	防犯交通安全課	3	貸出車	3		
福祉部					23	6.6%
	生活福祉課	4	貸出車	4		
	障害福祉課	3	貸出車	2		
			自課保有車	1		
	高齢者支援課	4	貸出車	4		

	介護保険課	10	貸出車	2		
			自課保有車	8		
	地域福祉センター	2	貸出車	2		
こども未来部					5	1.4%
	こども支援課	3	貸出車	2		
			自課保有車	1		
	こども福祉課(松原学園)	1	貸出車	1		
	保育幼稚園課	1	貸出車	1		
健康推進部					16	4.6%
	国民健康保険課	1	自課保有車	1		
	保健センター (健康管理課・健康づくり支援課)	15	自課保有車	15		
環境クリーン部					87	25.0%
	マチごとエコタウン推進課	1	自課保有車	1		
	環境対策課	3	貸出車	2		
			自課保有車	1		
	生活環境課	4	貸出車	1		
			自課保有車	3		
	みどり自然課	4	貸出車	3		
			自課保有車	1		
	資源循環推進課	3	自課保有車 (うちリース車1)	3		
	(リサイクルふれあい館)	8	貸出車	1		
			自課保有車 (うちリース車1)	7		
	東部クリーンセンター	10	自課保有車	10		
	西部クリーンセンター	11	自課保有車	11		
	収集管理事務所	43	自課保有車	43		
街づくり計画部					10	2.9%
	都市計画課	3	自課保有車	3		
	建築指導課	2	貸出車	2		
	狭山ヶ丘区画整理事務所	2	自課保有車	2		
	所沢駅西口区画整理事務所	3	貸出車	2		
			自課保有車	1		

建設部				30	8.6%
	建設総務課	3	貸出車	3	
	道路建設課	4	貸出車	4	
	道路維持課	9	貸出車	3	
			自課保有車	6	
	公園課	8	貸出車	1	
			自課保有車	7	
	営繕課	2	貸出車	2	
	河川課	4	貸出車	1	
			自課保有車	3	
議会事務局				1	0.3%
	議会事務局	1	貸出車	1	
教育総務部				14	4.0%
	教育施設課	2	貸出車	2	
	スポーツ振興課	5	貸出車	2	
			自課保有車	3	
	文化財保護課	2	貸出車	2	
	(埋蔵文化財調査センター)	4	貸出車	3	
			自課保有車	1	
	所沢図書館	1	自課保有車 (リース車)	1	
学校教育部				26	7.5%
	学校教育課	4	貸出車	4	
	保健給食課 (第1学校給食センター)	8	自課保有車 (うちリース車7)	8	
			(第3学校給食センター)	8	自課保有車 (うちリース車7)
	(柳瀬小・南小・和田小)	3	自課保有車 (リース車)	3	
	教育センター	3	貸出車	1	
			自課保有車 (リース車)	2	
市民医療センター				3	0.9%
	総務課	3	自課保有車	3	

上下水道局		57	16.4%
総務課	3	自課保有車	3
経営課	1	自課保有車	1
窓口サービス課	8	自課保有車	8
水道建設課	6	自課保有車	6
給水管理課	17	自課保有車	17
下水道整備課	6	自課保有車	6
下水道維持課	4	自課保有車	4
(下水道管理事務所)	12	自課保有車	12
合計		348	100.0%
		共用車	54
		貸出車	80
		自課保有車	214
			15.5%
			23.0%
			61.5%

【共用車】自動車管理事務所に所属し、共同的に使用される自動車等

【貸出車】自動車管理事務所に所属し、専用的かつ長期間にわたり貸し出される自動車等

【自課保有車】各所属で購入等により保有またはリース契約により使用する自動車等

本市が、令和3年10月31日現在で保有している公用車は348台である。そのうち財務部管財課自動車管理事務所に所属する車両は134台(38.5%)であり、内訳は共用車が54台、貸出車が80台である。

各部署で個別に管理している自課保有車は214台(61.5%)であり、部局別では環境クリーン部が80台で最も多く、続いて上下水道局が57台、学校教育部が21台となっている。

【普通乗用車】(燃料電池自動車)



(2) 部局別及び車種別の保有状況

(単位：台)

部局	軽貨物	軽乗用	小型貨物	小型乗用	普通貨物	普通乗用	特種用途	計	構成比率
危機管理室				2				2	0.6%
財務部	10	19	18	3		8		58	16.7%
うち自動車管理事務所 共用車	10	15	18	3		8		54	15.5%
市民部	9		7					16	4.6%
福祉部	4	14	3	1			1	23	6.6%
こども未来部	1	1	1			2		5	1.4%
健康推進部	5	6	1	1		2	1	16	4.6%
環境クリーン部	21	1	11	1	14	4	35	87	25.0%
街づくり計画部	2	1	3	1			3	10	2.9%
建設部	13		10		2		5	30	8.6%
議会事務局						1		1	0.3%
教育総務部	4	2	8					14	4.0%
学校教育部		3	6		17			26	7.5%
市民医療センター		1	1			1		3	0.9%
上下水道局	28	7	10		1	2	9	57	16.4%
合計	97	55	79	9	34	20	54	348	
構成比率	27.9%	15.8%	22.7%	2.6%	9.8%	5.7%	15.5%	100.0%	

※車種区分の定義（道路運送車両法に基づく）

【軽自動車】排気量 660cc 以下、全長 3,400 mm 以下、全幅 1,480 mm 以下、全高 2,000 mm 以下

【小型自動車】排気量 2,000cc 以下、全長 4,700 mm 以下、全幅 1,700 mm 以下、全高 2,000 mm 以下

【普通自動車】排気量 2,001cc 以上、全長 4,701 mm 以上、全幅 1,701 mm 以上、全高 2,001 mm 以上

【特種用途自動車】主たる使用目的が特種である自動車であって定められた構造や装置などの要件のすべてを満足するもの

車種別の保有状況は、軽貨物が 97 台（27.9%）で最も多く、続いて小型貨物が 79 台（22.7%）、軽乗用が 55 台（15.8%）となっている。

【普通乗用車】（電気自動車）



【軽乗用車】



(3) 部局別及び経過年数別の保有状況

(単位：台)

部局	経過年数									
	2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上 12年未満	12年以上 14年未満	14年以上 16年未満	16年以上	合計
危機管理室				1		1				2
財務部	6	10	18	11	2	8		1	2	58
うち共用車	6	10	18	11	2	4		1	2	54
市民部			1	3	6	2	3	1		16
福祉部	1		6	1	9	4	1	1		23
こども未来部			1		1	2		1		5
健康推進部			3	2	4	4	2		1	16
環境クリーン部	4	10	14	21	15	8	5	4	6	87
街づくり計画部	3		1			1	1	2	2	10
建設部		1	1	1	8	8	3	4	4	30
議会事務局					1					1
教育総務部			3	4	2	2	1	1	1	14
学校教育部		2	1	3	1	2	2	9	6	26
市民医療センター			1			1			1	3
上下水道局	3	4	4		4	7	17	9	9	57
合計	17	27	54	47	53	50	35	33	32	348
構成比率	4.9%	7.8%	15.5%	13.5%	15.2%	14.4%	10.1%	9.5%	9.2%	100.0%

経過年数別の保有状況は、4年以上6年未満が54台(15.5%)で最も多く、続いて8年以上10年未満が53台(15.2%)、10年以上12年未満が50台(14.4%)となっている。

なお、16年以上を経過したものは32台(9.2%)であり、部局別では、上下水道局が9台、環境クリーン部及び学校教育部が6台の順になっている。

2 公用車の使用及び管理状況

(1) 部局別の稼働状況

令和3年度（令和3年4月1日から10月31日まで）における部局別の稼働状況は、次のとおりである。

部局	区分	台数 (台)	平均稼働日数		平均稼働率 A/B
			A	B	
危機管理室		2	85	143	59.4%
財務部		4	53	143	37.1%
自動車管理事務所共用車		54	87	144	60.4%
市民部		16	80	185	43.2%
福祉部		23	89	146	61.0%
こども未来部		5	109	185	58.9%
健康推進部		16	107	143	74.8%
環境クリーン部		87	99	153	64.7%
街づくり計画部		10	128	164	78.0%
建設部		30	87	143	60.8%
議会事務局		1	56	143	39.2%
教育総務部		14	88	146	60.3%
学校教育部		26	95	138	68.8%
市民医療センター		3	88	143	61.5%
上下水道局		57	68	143	47.6%
合計		348	88	151	58.3%

※平均稼働日数・平均開庁日数・平均稼働率は、各部局の平均の数値である。

公用車全体の平均稼働日数は88日であり、平均稼働率は58.3%である。

共用車の平均稼働日数は87日であり、平均稼働率は60.4%である。

貸出車及び自課保有車の平均稼働率について部局別で比較すると、街づくり計画部が78.0%で最も高く、次いで健康推進部が74.8%、学校教育部が68.8%となっている。

(2) 車種別の経過年数の状況

(単位：台)

車種	経過年数										合計	構成比
	2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上 12年未満	12年以上 14年未満	14年以上 16年未満	16年以上			
軽貨物	4	8	12	12	12	19	18	7	5	97	27.9%	
軽乗用	5	4	11	1	14	14	1	1	4	55	15.8%	
小型貨物		7	9	13	8	8	10	13	11	79	22.7%	
小型乗用	1	1	2	2		2			1	9	2.6%	
普通貨物		2	3	5	4	3	2	9	6	34	9.8%	
普通乗用	1		11	4	3			1		20	5.7%	
特種用途	6	5	6	10	12	4	4	2	5	54	15.5%	
合計	17	27	54	47	53	50	35	33	32	348		
構成比	4.9%	7.8%	15.5%	13.5%	15.2%	14.4%	10.1%	9.5%	9.2%	100.0%	100.0%	

車種別における経過年数の状況は、10年以上を経過した車両は150台(43.1%)であり、軽貨物が49台で最も多く、続いて小型貨物が42台、軽乗用及び普通貨物が20台となっている。なお、16年以上を経過した車両は32台である。

また、10年未満の車両は198台(56.9%)であり、軽貨物が48台で最も多く、続いて特種用途が39台、小型貨物が37台となっている。なお、2年未満の車両は17台である。

【軽貨物車】



【小型貨物車】



(3) 経過年数別の総走行距離の状況

(単位：台)

総走行距離 経過年数	2万km 未満	2万km 以上 4万km 未満	4万km 以上 6万km 未満	6万km 以上 8万km 未満	8万km 以上 10万km 未満	10万km 以上 12万km 未満	12万km 以上 14万km 未満	14万km 以上 16万km 未満	16万km 以上	合計
	2年未満	13	4							
2年以上 4年未満	17	6	4							27
4年以上 6年未満	28	16	8	2						54
6年以上 8年未満	10	21	5	5	6					47
8年以上 10年未満	2	22	10	8	5	6				53
10年以上 12年未満	2	14	14	10	3	6		1		50
12年以上 14年未満	2	10	8	7	6	2				35
14年以上 16年未満	4	7	5	12	4	1				33
16年以上	5	1	3	11	8	2	1		1	32
合計	83	101	57	55	32	17	1	1	1	348

走行距離が10万km未満かつ経過年数が10年未満の車両は192台(55.2%)である。一方、走行距離が10万km以上かつ経過年数が10年以上の車両は14台(4.0%)となっている。

全体として走行距離が10万km以上の車両は20台(5.7%)であることに対し、経過年数が10年以上の車両は150台(43.1%)であり、走行距離よりも経過年数が長い車両の方が保有台数が多い傾向である。

【特種用途車】(塵芥車・電気自動車)



【普通貨物車】(3t深ダンプ)



(4) 車種別の総走行距離の状況

(単位：台)

総走行距離 車種	2万km 未満	2万km 以上 4万km 未満	4万km 以上 6万km 未満	6万km 以上 8万km 未満	8万km 以上 10万km 未満	10万km 以上 12万km 未満	12万km 以上 14万km 未満	14万km 以上 16万km 未満	15万km 以上	合計
軽貨物	14	43	18	12	3	6			1	97
軽乗用	16	14	14	8	3					55
小型貨物	25	23	10	11	7	2	1			79
小型乗用	3	2	2	2						9
普通貨物	8	5	3	12	5			1		34
普通乗用	10	7	1	1	1					20
特種用途	7	7	9	9	13	9				54
合計	83	101	57	55	32	17	1	1	1	348

総走行距離 10 万km未満の 328 台 (94.3%) のうち、軽貨物が 90 台で最も多く、続いて小型貨物が 76 台、軽乗用が 55 台となっている。

10 万km以上の 20 台 (5.7%) のうち、特種用途が 9 台で最も多く、続いて軽貨物が 7 台、小型貨物が 3 台であった。なお、軽乗用、小型乗用及び普通乗用については、10 万km以上の車両はなかった。

(5) 車種別の 1 台当たりの走行距離の状況

令和 3 年度 (令和 3 年 4 月 1 日から 10 月 31 日まで) における車種別の 1 台当たりの走行距離の状況は、次のとおりである。

区分 車種	台数 (台)	当期走行距離 (km)	1 台当たり 走行距離 (km)	平均開庁日数 (日)	1 台当たり 1 日 走行距離(km)
軽貨物	97	231,502	2,387	152	16
軽乗用	55	129,088	2,347	144	16
小型貨物	79	103,664	1,312	146	9
小型乗用	9	17,614	1,957	143	14
普通貨物	34	96,112	2,827	148	19
普通乗用	20	28,061	1,403	147	10
特種用途	54	266,367	4,933	153	32

車種別における1台当たりの1日走行距離は、特種用途が32kmで最も長く、主に環境クリーン部の清掃収集業務で使用されている車両である。次いで普通貨物が19km、軽貨物及び軽乗用が16kmとなっている。

(6) 部局別の維持管理費の状況

自課保有車は、原則として当該部署で必要な経費を支出している。自動車管理事務所に所属する共用車及び貸出車については、財務部管財課が支出している。

維持管理費の主なものは、継続検査（車検）費・定期点検費、保険料、燃料費及び修繕料等である。

令和3年度（令和3年4月1日から10月31日まで）に公用車の維持管理のために支出した経費の内容及び金額は、次のとおりである。

(単位:円、台)

区分 部局	継続検査 (車検)費・ 定期点検費	保険料	燃料費	修繕料	消耗品 費	経費合計 A	台数		平均 経費 A/B
							B	A/B	
危機管理室	25,080	41,230	95,416	0	0	161,726	2	80,863	
財務部	1,870,115	971,500	1,540,420	4,400	4,527	4,390,962	58	75,706	
市民部	682,976	228,446	214,608	0	0	1,126,030	16	70,377	
福祉部	337,361	396,027	595,118	106,015	0	1,434,521	23	62,370	
こども未来部	132,360	88,338	124,108	0	0	344,806	5	68,961	
健康推進部	439,482	245,608	321,706	34,430	0	1,041,226	16	65,077	
環境クリーン部	4,674,380	2,435,184	8,065,929	2,354,112	26,070	17,555,675	87	201,789	
街づくり計画部	236,096	106,652	130,318	0	0	473,066	10	47,307	
建設部	1,432,665	565,666	2,052,198	186,956	0	4,237,485	30	141,250	
議会事務局	69,126	25,234	42,779	0	0	137,139	1	137,139	
教育総務部	458,350	217,582	409,968	14,944	53,460	1,154,304	14	82,450	
学校教育部	155,959	432,892	960,398	928,796	0	2,478,045	26	95,309	
市民医療センター	69,452	46,036	27,331	0	0	142,819	3	47,606	
上下水道局	1,738,420	923,386	1,492,124	902,891	0	5,056,821	57	88,716	
合計	12,321,822	6,723,781	16,072,421	4,532,544	84,057	39,734,625	348	114,180	

※リース料及び重量税は含まれていない。

1 台当たりの平均経費は 114, 180 円であり、環境クリーン部の 201, 789 円が最も高くなっている。これは、日々多数の塵芥車が清掃収集業務に従事し、走行距離が長いことから、燃料費や修繕料等の運行経費への支出が多いためである。

3 安全対策

(1) 安全運転管理者等の選任状況

安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任は、道路交通法及び同法施行規則（以下「施行規則」という。）により定められている。市長部局においては市長が、上下水道局においては上下水道事業管理者が、定められた台数以上の自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任している。

安全運転管理者は、施行規則第 9 条の 10 各号に掲げる事項を処理し、副安全運転管理者は、安全運転管理者の指示に従い、安全運転管理者の業務を補助する。

令和 3 年 10 月 31 日現在、本市における安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任状況は、次のとおりである。

(単位：人)

自動車の使用の本拠	安全運転 管理者	副安全運転 管理者
市役所本庁舎	1	6
保健センター	1	0
東部クリーンセンター	1	0
西部クリーンセンター	1	0
収集管理事務所	1	2
第 1 学校給食センター	1	0
第 3 学校給食センター	1	0
上下水道局	1	2
下水道管理事務所	1	0
合 計	9	10

※安全運転管理者の選任要件：(道路交通法第 74 条の 3 に基づく)

自動車 5 台以上（乗車定員 11 人以上のものは 1 台以上）を使用している施設に 1 人

※副安全運転管理者の選任要件：(道路交通法施行規則第 9 条の 8 に基づく)

自動車 20 台以上を使用している施設で、20 台ごとに 1 人

※自動車使用台数が 5 台未満の施設では、所沢市自動車等管理規程第 5 条に基づく運行管理者が運行管理及び運転者に対する必要な指示・監督を行う。

(2) 車両管理者及び運行管理者の選任状況

市長部局では「所沢市自動車等管理規程」により、車両管理者及び運行管理者を置くことを定めている。車両管理者は、自動車等の管理を計画的かつ適正に行うため、自動車管理事務所長が充てられている。また、運行管理者は自動車等の安全運行を適切に行うため、運転者の所属する課等の長が充てられている。

なお、上下水道局では「所沢市上下水道事業庁用自動車等管理規程」により、車両の点検や整備等の車両管理を行うこととしている。

(3) 車両の点検及び整備状況

すべての公用車については、車両台帳等が整備されており、点検等についても記録されている。

① 日常点検

公用車を使用する際は、免許証の携帯や体調の確認、運行前にブレーキランプ、ウインカー、ボディ、タイヤ等の点検を行っている。また、運行後には、運転日誌、作業報告書で車両の状況を確認している。

② 法定点検

継続検査（車検）及び定期点検は、市内 29 業者で構成されている一般社団法人所沢自動車整備協力会が指定する業者に依頼し行っている。特種車両など、市内に対応できる業者がない場合は、市外業者に依頼している。

【普通乗用車】



【小型貨物車】



(4) 事故の発生状況

令和2年度から令和3年10月31日までににおける事故の発生状況は、次のとおりである。

① 部局別の発生件数

(単位：件)

部局	年度	令和2年度	令和3年度 (10月末まで)
秘書室			
危機管理室			
経営企画部		1	1
総務部			
財務部		1	
市民部		2	
福祉部		4	3
こども未来部		1	
健康推進部		2	4
環境クリーン部		4	3
産業経済部		2	
街づくり計画部			
建設部		3	1
出納室			
議会事務局			
選挙管理委員会事務局			
監査事務局		1	
農業委員会事務局			1
教育総務部		3	
学校教育部			
市民医療センター			
上下水道局		2	1
合計		26	14

② 区分別の発生件数

(単位：件)

区分	令和2年度	令和3年度 (10月末まで)
事故の発生件数	26	14
人身・物損の別		
人身事故	1	0
物損事故	25	14
事故の種別		
自損事故	16	8
加害事故※	10	6
双方不注意※	0	0
被害事故※	0	0

事故の発生時間帯		
午前(8:00~12:00)	13	8
午後(12:00~16:00)	11	5
夕方(16:00~20:00)	2	1
夜間・早朝(20:00~8:00)	0	0
車種		
軽貨物	5	3
軽乗用	6	2
小型貨物	6	2
小型乗用	0	1
普通貨物	1	0
普通乗用	4	3
特種用途	3	3
その他	1	0
事故発生場所		
公道(走行中)	9	4
公道(交差点)	3	1
公道(停車中)	1	1
駐車場(車庫を含む)	12	6
その他	1	2

【加害事故】過失割合が50%を超える事故

【双方不注意事故】過失割合が50%の事故

【被害事故】過失割合が50%未満の事故

事故件数は令和2年度は26件、令和3年度(10月31日まで)は14件となっており、令和2年度は人身事故が1件発生している。

主な事故は物損事故であり、自損事故が多い状況である。事故発生時間帯については、午前、午後(夕方を含む)ともに大きな差はない。事故発生場所は、駐車場(車庫を含む)が最も多く、次いで走行中の公道となっている。

(5) 安全運転に係る職場研修の実施状況

共用車を所管する自動車管理事務所では、全ての職員を対象として庁内インフォメーションを活用し、安全運転やコスト意識、環境負荷低減等の啓発を行

っている。また、希望職員を募り、公用車の安全運転研修、駐車場ラックの操作研修等を実施している。

本庁舎以外の安全運転管理者等が選任されている施設では、安全運転管理者が中心となり、職員に対して交通安全教育の実施や交通安全に関する注意喚起及び啓発資料の共有を図っている。

(6) ドライブレコーダー及びアルコール検知器の設置状況

ドライブレコーダーは、全公用車 348 台のうち 188 台に装着され、装着率は 54.0%である。

アルコール検知器は、現在既に一部の施設に設置されている。令和 4 年 4 月 1 日から、改正道路交通法施行規則の施行により、安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェック及びその記録の保存が義務付けられる。さらに、10 月 1 日からアルコール検知器を用いた確認が義務化されることから、今後は各安全運転管理者がアルコール検知器を設置していくことを確認した。

現在、アルコール検知器が設置されていない施設では、運転者の酒気帯び確認について、運転者本人の健康状態の確認と併せて行っている。

第 9 監査の結果及び意見

1 監査の結果

監査の対象とした令和 2 年度から令和 3 年 10 月 31 日までの公用車の使用・管理・安全対策に係る事務について、監査の着眼点に則し調査及び検証を行った結果、適正であると認められた。

なお、効率的・効果的な公用車の使用・管理及び安全対策のため、次の意見に記載する事項について適切に対応されたい。

2 意見

(1) 公用車の更新について

公用車の更新は、多くの部署で基準を定めていないものの、おおむね購入か

ら10年経過または走行距離10万kmを超えた車両について更新の検討をしている。検討に当たっては、車両の種別により使用方法や頻度が異なるため、更新の検討時期を迎えた車両の状況と予算を勘案し、個別に判断している。

近年は車両の耐久性が向上し、一般的には使用年数が延びる傾向にあると考えられる。しかしながら、使用年数や走行距離が長くなることに伴い、不具合発生リスクも高くなると想定されることから、維持管理等に関するコストや安全性の確保、環境への負荷等を十分に検討し、適切な時期の更新に留意されたい。

(2) 安全運転への取組について

安全運転への取組については、各安全運転管理者が中心となり、職員に対して安全運転に関する注意喚起や啓発活動を定期的に行っているほか、自動車管理事務所では希望者に対して安全運転実技指導研修等を実施している。

しかしながら、物損事故は毎年発生しており、人身事故が発生している事例もあることから、次のことについて留意されたい。

① 公用車運転時における意識啓発について

公用車は市が保有する財産である。事故の発生により、財産が滅失するのみならず、道路や上下水道の維持管理やごみの収集等をはじめ、市民の暮らしに直結するサービスの安定的な提供に影響を及ぼす可能性も考えられる。

また、公用車は、「所沢市」という名称を掲げて走行しており、市民が市の行政サービスを身近に感じる機会にもなっている。反面、事故の発生や法令違反・マナー違反の運転行為は、市民の安全や社会的信頼を損なうことにもなりかねない。

公用車を運転する際には、公務中であるという意識を常に持つよう、引き続き職員の意識啓発に取り組まれない。

② 運転免許証の有効期限の確認について

運転免許証の有効期限の確認については、各施設ごとに対応が異なっていた。安全運転管理者または運行管理者による定期的な運転免許証の有効期限

の確認方法について検討されたい。

③ドライブレコーダーの装着について

ドライブレコーダーは、運転状況を映像で記録するものだが、事故発生時の記録を事後検証し交通安全教育等に活用することで、事故の再発防止の効果も期待できる。今後、早期に装着を進められたい。

④改正道路交通法施行規則の施行に係る対応について

改正道路交通法施行規則の施行により、運転者の酒気帯びの有無について、令和4年4月1日からは目視等による確認及び記録の保存、10月1日からはアルコール検知器による確認が、安全運転管理者に対し義務化される。法改正に対し、遅滞なく対応できるよう準備を進められたい。また、運転者の健康状態については引き続き適切な確認体制を継続されたい。

第10 むすび

公用車は、公務を効率的・機動的に遂行するためには欠かすことのできない移動・運搬手段のひとつであるが、交通事故等の発生リスクや二酸化炭素の排出による環境負荷を伴うという側面を持っている。そのため、常時安全に使用できるように維持管理を行う必要があり、その使用に当たっては、安全運転に関する意識や環境への配慮を十分に認識することが重要である。

本市は、マチごとエコタウン推進計画を策定し、その実現に向けて取り組んでおり、2020年（令和2年）11月にゼロカーボンシティ（2050年までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする）を宣言した。公用車を使用する際には、エコドライブを心掛けるとともに、距離によっては公用自転車や原動機付自転車の利用促進についても引き続き取り組まれたい。

また、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車（エコカー）の導入についても、環境ク

リーン部をはじめ関係部署との情報を共有し、連携を図りながら積極的に進められたい。

公用車は、様々な市民サービスを行う上で欠かすことのできないものであることから、適切な維持管理及び職員一人一人への安全運転・エコドライブに関する意識啓発を心掛け、安全・安心な市民生活の維持・向上に資することを期待する。

<資料>

I. 監査対象公用車一覽

II. 所沢市自動車等管理規程

III. 所沢市上下水道事業庁用自動車等管理規程

I. 監査対象公用車一覧

(令和3年10月31日現在)

No.	使用部局	課	車種	初年度登録	リース	燃料種別	低公害車 (次世代自動車)	ドライブレコーダー	総走行距離	備考
1	危機管理室	危機管理室	小型乗用	2010年2月		ガソリン			59,490km	
2	危機管理室	危機管理室	小型乗用	2014年11月		ガソリン		○	36,467km	
3	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	普通乗用	2013年1月		軽油	クリーンディーゼル自動車	○	88,531km	
4	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	普通乗用	2013年11月		軽油	クリーンディーゼル自動車	○	32,676km	
5	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	普通乗用	2016年12月		ガソリン	ハイブリッド自動車	○	6,282km	
6	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	普通乗用	2016年1月		ガソリン	プラグインハイブリッド自動車	○	26,632km	
7	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	普通乗用	2014年2月		ガソリン	ハイブリッド自動車	○	34,536km	
8	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	普通乗用	2007年1月		ガソリン		○	38,322km	
9	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型乗用	2017年5月		ガソリン		○	26,336km	
10	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	普通乗用	2015年2月		ガソリン		○	22,474km	
11	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2017年9月		ガソリン		○	42,330km	
12	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	普通乗用	2014年6月		ガソリン	プラグインハイブリッド自動車	○	44,844km	
13	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型乗用	2015年9月		軽油	クリーンディーゼル自動車	○	48,313km	
14	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2004年6月		ガソリン		○	60,515km	
15	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	1998年2月		ガソリン		○	64,431km	
16	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型乗用	2010年1月		ガソリン	ハイブリッド自動車	○	73,959km	
17	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2018年11月		ガソリン		○	14,418km	
18	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2018年11月		ガソリン		○	15,523km	
19	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2019年12月		ガソリン		○	9,594km	
20	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2019年12月		ガソリン		○	9,894km	
21	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2009年11月		ガソリン		○	81,835km	
22	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2011年9月		ガソリン		○	67,435km	
23	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2017年6月		ガソリン		○	27,207km	
24	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2017年6月		ガソリン		○	28,125km	
25	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2018年11月		ガソリン		○	15,369km	
26	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2018年11月		ガソリン		○	14,808km	
27	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2019年12月		ガソリン		○	9,656km	
28	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2019年12月		ガソリン		○	9,419km	
29	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2017年6月		ガソリン		○	24,349km	
30	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽乗用	2017年6月		ガソリン		○	24,379km	

No.	使用部局	課	車種	初年度 登録	リース	燃料 種別	低公害車 (次世代自動車)	ドライブ レコーダー	総走行距 離	備考
31	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽貨物	2018年 11月		ガソ リン		○	16,304km	
32	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽貨物	2018年 11月		ガソ リン		○	16,141km	
33	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽貨物	2019年 12月		ガソ リン		○	10,540km	
34	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽貨物	2015年 1月		ガソ リン		○	38,803km	
35	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽貨物	2015年 12月		ガソ リン		○	35,768km	
36	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽貨物	2016年 11月		ガソ リン		○	27,216km	
37	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽貨物	2016年 11月		ガソ リン		○	26,499km	
38	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽貨物	2015年 12月		ガソ リン		○	37,414km	
39	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽貨物	2016年 11月		ガソ リン		○	28,050km	
40	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	軽貨物	2019年 12月		ガソ リン		○	9,089km	
41	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2016年 9月		ガソ リン		○	20,007km	
42	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2012年 11月		ガソ リン		○	35,271km	
43	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2015年 1月		ガソ リン		○	23,695km	
44	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2015年 1月		ガソ リン		○	21,399km	
45	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2019年 8月		ガソ リン		○	5,389km	
46	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2019年 8月		ガソ リン		○	4,833km	
47	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2015年 1月		ガソ リン		○	19,100km	
48	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2016年 9月		ガソ リン		○	13,982km	
49	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2014年 1月		ガソ リン		○	23,786km	
50	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2010年 8月		ガソ リン		○	36,881km	
51	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2016年 9月		ガソ リン		○	11,582km	
52	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2016年 9月		ガソ リン		○	11,635km	
53	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2016年 8月		軽油	クリーンディーゼル 自動車	○	12,463km	
54	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2018年 2月		ガソ リン		○	10,924km	
55	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2014年 6月		ガソ リン		○	26,040km	
56	財務部	管財課 (自動車管理事務所)	小型貨物	2018年 1月		ガソ リン		○	6,882km	
57	財務部	資産税課	軽乗用	2009年 11月		ガソ リン			45,944km	
58	財務部	資産税課	軽乗用	2009年 11月		ガソ リン			71,353km	
59	財務部	資産税課	軽乗用	2010月 8月		ガソ リン			63,301km	
60	財務部	資産税課	軽乗用	2010月 8月		ガソ リン			63,692km	

No.	使用部局	課	車種	初年度 登録	リース	燃料 種別	低公害車 (次世代自動車)	ドライ ブレコー ダ	総走行距離	備考
61	市民部	地域づくり推進課 (狭山ヶ丘コミュニティ センター)	小型貨物	2008年 6月		ガソ リン		○	37,623km	
62	市民部	松井まちづくりセンター	軽貨物	2013年 7月		ガソ リン		○	26,331km	
63	市民部	富岡まちづくりセンター	軽貨物	2013年 7月		ガソ リン		○	31,919km	
64	市民部	小手指まちづくり センター	軽貨物	2014年 10月		ガソ リン		○	33,427km	
65	市民部	小手指まちづくりセンター (小手指公民館分館)	軽貨物	2014年 10月		ガソ リン		○	21,585km	
66	市民部	山口まちづくりセンター	軽貨物	2011年 8月		ガソ リン		○	33,194km	
67	市民部	吾妻まちづくりセンター	軽貨物	2011年 8月		ガソ リン		○	38,630km	
68	市民部	柳瀬まちづくりセンター	軽貨物	2013年 7月		ガソ リン		○	28,659km	
69	市民部	三ヶ島まちづくりセンタ ー	小型貨物	2008年 6月		ガソ リン		○	51,634km	
70	市民部	新所沢まちづくり センター	小型貨物	2012年 9月		ガソ リン		○	20,088km	
71	市民部	新所沢東まちづくり センター	小型貨物	2012年 9月		ガソ リン		○	19,734km	
72	市民部	所沢まちづくりセンター	軽貨物	2015年 11月		ガソ リン		○	57,288km	
73	市民部	並木まちづくりセンター	軽貨物	2013年 7月		ガソ リン		○	23,750km	
74	市民部	防犯交通安全課	小型貨物	2007年 1月		ガソ リン			61,066km	
75	市民部	防犯交通安全課	小型貨物	2009年 3月		ガソ リン			19,890km	
76	市民部	防犯交通安全課	小型貨物	2015年 10月		ガソ リン			19,100km	
77	福祉部	生活福祉課	軽貨物	2016年 2月		ガソ リン		○	20,597km	
78	福祉部	生活福祉課	軽貨物	2008年 7月		ガソ リン			88,720km	
79	福祉部	生活福祉課	軽貨物	2011年 8月		ガソ リン			37,221km	
80	福祉部	生活福祉課	軽乗用	2017年 9月		ガソ リン		○	15,243km	
81	福祉部	障害福祉課 (キャンパス)	特種用途	2011年 2月		ガソ リン			89,016km	
82	福祉部	障害福祉課	小型貨物	2013年 8月		ガソ リン			58,720km	
83	福祉部	障害福祉課	軽乗用	2017年 9月		ガソ リン		○	15,546km	
84	福祉部	高齢者支援課	軽乗用	2017年 6月		ガソ リン		○	8,498km	
85	福祉部	高齢者支援課	軽乗用	2017年 6月		ガソ リン		○	9,124km	
86	福祉部	高齢者支援課 (老人福祉センター)	小型貨物	2007年 7月		ガソ リン			61,331km	
87	福祉部	高齢者支援課 (老人福祉センター)	軽貨物	2011年 8月		ガソ リン			38,137km	
88	福祉部	介護保険課	軽乗用	2012年 6月		ガソ リン			42,327km	
89	福祉部	介護保険課	軽乗用	2013年 3月		ガソ リン			40,767km	
90	福祉部	介護保険課	軽乗用	2013年 3月		ガソ リン			40,849km	

No.	使用部局	課	車種	初年度登録	リース	燃料種別	低公害車 (次世代自動車)	ドライブレコーダー	総走行距離	備考
91	福祉部	介護保険課	軽乗用	2013年3月		ガソリン			39,949km	
92	福祉部	介護保険課	軽乗用	2013年3月		ガソリン			41,108km	
93	福祉部	介護保険課	軽乗用	2013年3月		ガソリン			41,354km	
94	福祉部	介護保険課	軽乗用	2013年3月		ガソリン			40,249km	
95	福祉部	介護保険課	軽乗用	2015年7月		ガソリン			29,066km	
96	福祉部	介護保険課	軽乗用	2009年11月		ガソリン			65,958km	
97	福祉部	介護保険課	軽乗用	2012年12月		ガソリン			20,863km	
98	福祉部	地域福祉センター	小型貨物	2016年3月		ガソリン			14,264km	
99	福祉部	地域福祉センター	小型乗用	2021年3月		ガソリン		○	805km	
100	こども未来部	こども支援課 (相談センター)	普通乗用	2011年11月		ガソリン			27,426km	
101	こども未来部	こども支援課 (相談センター)	軽乗用	2011年9月		ガソリン			87,666km	
102	こども未来部	こども支援課	普通乗用	2017年6月		電気	電気自動車	○	12,899km	
103	こども未来部	こども福祉課(松原学園)	小型貨物	2007年7月		ガソリン			62,189km	
104	こども未来部	保育幼稚園課	軽貨物	2009年11月		ガソリン			58,810km	
105	健康推進部	国民健康保険課	軽貨物	2008年8月		ガソリン			34,145km	
106	健康推進部	健康管理課	小型貨物	2014年7月		ガソリン			15,511km	
107	健康推進部	健康管理課	小型乗用	2016年1月		ガソリン			15,495km	
108	健康推進部	健康管理課	特種用途	1996年9月		ガソリン			62,244km	
109	健康推進部	健康管理課	軽乗用	2013年8月		ガソリン			38,713km	
110	健康推進部	健康管理課	軽乗用	2013年8月		ガソリン			29,620km	
111	健康推進部	健康管理課	軽乗用	2009年11月		ガソリン			54,487km	
112	健康推進部	健康管理課	軽乗用	2009年11月		ガソリン			39,959km	
113	健康推進部	健康管理課	軽乗用	2012年8月		ガソリン			36,864km	
114	健康推進部	健康管理課	軽乗用	2012年8月		ガソリン			30,594km	
115	健康推進部	健康管理課	軽貨物	2014年12月		ガソリン			19,593km	
116	健康推進部	健康管理課	軽貨物	2011年9月		ガソリン			35,093km	
117	健康推進部	健康管理課	軽貨物	2011年9月		ガソリン			35,089km	
118	健康推進部	健康管理課	普通乗用	2017年6月		電気	電気自動車	○	24,025km	
119	健康推進部	健康管理課	普通乗用	2017年6月		電気	電気自動車	○	16,652km	
120	健康推進部	健康管理課	軽貨物	2008年8月		ガソリン			40,130km	

No.	使用部局	課	車種	初年度 登録	リース	燃料 種別	低公害車 (次世代自動車)	ドライ レコー ダ	総走行距離	備考
121	環境クリーン部	マチごとエコタウン 推進課	普通乗用	2021年 1月		水素	燃料電池自動車	○	2,111km	
122	環境クリーン部	環境対策課	普通乗用	2017年 6月		電気	電気自動車	○	16,608km	
123	環境クリーン部	環境対策課	小型貨物	2012年 8月		ガソ リン			37,111km	
124	環境クリーン部	環境対策課	軽貨物	2010年 8月		ガソ リン			32,777km	
125	環境クリーン部	生活環境課	小型貨物	2014年 3月		軽油			71,934km	
126	環境クリーン部	生活環境課	小型貨物	2015年 10月		軽油			13,348km	
127	環境クリーン部	生活環境課	軽貨物	2020年 9月		ガソ リン			14,386km	
128	環境クリーン部	生活環境課	軽貨物	2014年 10月		ガソ リン			34,247km	
129	環境クリーン部	みどり自然課	軽貨物	2006年 3月		ガソ リン		○	119,594km	
130	環境クリーン部	みどり自然課	小型貨物	2008年 6月		ガソ リン			83,653km	
131	環境クリーン部	みどり自然課	小型貨物	2007年 7月		ガソ リン		○	86,872km	
132	環境クリーン部	みどり自然課	小型貨物	2014年 10月		ガソ リン			23,786km	
133	環境クリーン部	資源循環推進課	軽貨物	2014年 5月		ガソ リン			32,622km	
134	環境クリーン部	資源循環推進課	軽貨物	2004年 5月		ガソ リン		○	64,758km	
135	環境クリーン部	資源循環推進課	小型乗用	2019年 7月	○	ガソ リン		○	8,196km	
136	環境クリーン部	東部クリーンセンター	小型貨物	2000年 6月		ガソ リン		○	86,961km	
137	環境クリーン部	東部クリーンセンター	小型貨物	2007年 9月		ガソ リン		○	29,583km	
138	環境クリーン部	東部クリーンセンター	軽貨物	2009年 5月		ガソ リン			18,391km	
139	環境クリーン部	東部クリーンセンター	軽乗用	2005年 7月		ガソ リン		○	66,163km	
140	環境クリーン部	東部クリーンセンター	普通乗用	2017年 6月		電気	電気自動車	○	11,094km	
141	環境クリーン部	東部クリーンセンター	軽貨物	2003年 1月		ガソ リン			13,475km	
142	環境クリーン部	東部クリーンセンター	軽貨物	2016年 3月		ガソ リン			2,111km	
143	環境クリーン部	東部クリーンセンター	普通貨物	2006年 7月		軽油			38,831km	
144	環境クリーン部	東部クリーンセンター	普通貨物	2015年 2月		軽油			14,329km	
145	環境クリーン部	東部クリーンセンター	普通貨物	2010年 8月		軽油			7,607km	
146	環境クリーン部	西部クリーンセンター	小型貨物	2003年 6月		ガソ リン		○	96,270km	
147	環境クリーン部	西部クリーンセンター	普通乗用	2017年 6月		電気	電気自動車	○	12,969km	
148	環境クリーン部	西部クリーンセンター	軽貨物	2015年 3月		ガソ リン		○	31,485km	
149	環境クリーン部	西部クリーンセンター	軽貨物	2010年 9月		ガソ リン		○	23,038km	
150	環境クリーン部	西部クリーンセンター	普通貨物	2018年 1月		軽油		○	48,013km	

No.	使用部局	課	車種	初年度 登録	リース	燃料 種別	低公害車 (次世代自動車)	ドライ レコー ダ	総走行距離	備考
151	環境クリーン部	西部クリーンセンター	普通貨物	2010年 8月		軽油		○	143,697km	
152	環境クリーン部	西部クリーンセンター	普通貨物	2017年 3月		軽油	ハイブリッド自動車	○	2,954km	
153	環境クリーン部	西部クリーンセンター	特種用途	2012年 1月		軽油		○	63,810km	
154	環境クリーン部	西部クリーンセンター	特種用途	2014年 12月		軽油		○	62,387km	
155	環境クリーン部	西部クリーンセンター	特種用途	2014年 12月		軽油		○	69,029km	
156	環境クリーン部	西部クリーンセンター	軽貨物	2021年 3月		ガソ リン		○	862km	
157	環境クリーン部	収集管理事務所	軽貨物	2009年 10月		ガソ リン		○	118,001km	
158	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2010年 11月		軽油		○	108,966km	
159	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2010年 11月		軽油		○	101,064km	
160	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2011年 11月		軽油		○	102,503km	
161	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2011年 12月		軽油		○	96,808km	
162	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2011年 12月		軽油		○	99,370km	
163	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2012年 11月		軽油		○	108,010km	
164	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2012年 12月		軽油		○	111,977km	
165	環境クリーン部	収集管理事務所	普通貨物	2013年 3月		軽油		○	38,391km	
166	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2013年 11月		軽油		○	69,413km	
167	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2013年 11月		軽油		○	90,655km	
168	環境クリーン部	収集管理事務所	軽貨物	2013年 12月		ガソ リン		○	25,871km	
169	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2014年 2月		軽油		○	93,084km	
170	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2015年 2月		軽油		○	82,270km	
171	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2015年 2月		軽油		○	80,833km	
172	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2016年 2月		軽油		○	70,184km	
173	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2016年 2月		軽油		○	52,129km	
174	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2017年 3月		軽油		○	53,230km	
175	環境クリーン部	収集管理事務所	普通貨物	2017年 3月		軽油		○	20,302km	
176	環境クリーン部	収集管理事務所	普通貨物	2017年 3月		軽油		○	17,636km	
177	環境クリーン部	収集管理事務所	軽貨物	2017年 3月		ガソ リン		○	50,176km	
178	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2008年 2月		軽油		○	87,783km	
179	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2018年 1月		軽油		○	46,113km	
180	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2018年 1月		軽油		○	45,797km	

No.	使用部局	課	車種	初年度 登録	リース	燃料 種別	低公害車 (次世代自動車)	ドライ ブレコー ダ	総走行距離	備考
181	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2010年 12月		軽油		○	74,597km	
182	環境クリーン部	収集管理事務所	軽貨物	2018年 7月		ガソリン		○	11,798km	
183	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2019年 1月		軽油		○	33,238km	
184	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2019年 3月		電気	電気自動車	○	21,666km	
185	環境クリーン部	収集管理事務所	軽貨物	2019年 7月		ガソリン		○	7,560km	
186	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2020年 1月		軽油		○	21,679km	
187	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2012年 2月		軽油		○	98,000km	
188	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2012年 10月		軽油		○	106,704km	
189	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2013年 10月		軽油		○	75,048km	
190	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2013年 12月		軽油		○	92,336km	
191	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2013年 12月		軽油		○	91,630km	
192	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2014年 3月		軽油		○	59,863km	
193	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2015年 12月		軽油		○	49,894km	
194	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2017年 1月		軽油		○	60,042km	
195	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2017年 1月		軽油		○	57,366km	
196	環境クリーン部	収集管理事務所	特種用途	2018年 1月		軽油		○	48,184km	
197	環境クリーン部	収集管理事務所	軽貨物	2012年 8月		ガソリン		○	54,327km	
198	環境クリーン部	収集管理事務所	軽貨物	2015年 9月		ガソリン		○	69,198km	
199	環境クリーン部	収集管理事務所	軽貨物	2018年 10月		ガソリン		○	29,674km	
200	環境クリーン部	資源循環推進課 (リサイクルふれあい館)	小型貨物	1997年 5月		ガソリン		○	50,424km	
201	環境クリーン部	資源循環推進課 (リサイクルふれあい館)	軽貨物	2010年 9月		ガソリン		○	101,614km	
202	環境クリーン部	資源循環推進課 (リサイクルふれあい館)	普通貨物	2012年 8月		軽油		○	75,613km	
203	環境クリーン部	資源循環推進課 (リサイクルふれあい館)	普通貨物	2012年 8月		軽油		○	64,531km	
204	環境クリーン部	資源循環推進課 (リサイクルふれあい館)	普通貨物	2013年 3月		軽油		○	72,218km	
205	環境クリーン部	資源循環推進課 (リサイクルふれあい館)	普通貨物	2014年 3月		軽油		○	39,621km	
206	環境クリーン部	資源循環推進課 (リサイクルふれあい館)	小型貨物	2009年 6月	○	ガソリン			37,671km	
207	環境クリーン部	資源循環推進課 (リサイクルふれあい館)	普通貨物	2014年 6月		電気	電気自動車	○	6,497km	
208	街づくり計画部	都市計画課 (ところワゴン)	特種用途	2021年 3月		軽油		○	28,213km	
209	街づくり計画部	都市計画課 (ところワゴン)	特種用途	2021年 3月		軽油		○	28,297km	
210	街づくり計画部	都市計画課 (ところワゴン)	特種用途	2021年 3月		軽油		○	27,660km	

No.	使用部局	課	車種	初年度登録	リース	燃料種別	低公害車 (次世代自動車)	ドライブレコーダー	総走行距離	備考
211	街づくり計画部	建築指導課	小型貨物	2007年1月		ガソリン			51,705km	
212	街づくり計画部	建築指導課	小型貨物	2009年11月		ガソリン			39,840km	
213	街づくり計画部	狭山ヶ丘区画整理事務所	小型貨物	1996年9月		ガソリン			91,947km	
214	街づくり計画部	狭山ヶ丘区画整理事務所	軽貨物	2007年1月		ガソリン			84,799km	
215	街づくり計画部	所沢駅西口区画整理事務所	小型乗用	2000年3月		ガソリン			61,971km	
216	街づくり計画部	所沢駅西口区画整理事務所	軽乗用	2008年7月		ガソリン			62,024km	
217	街づくり計画部	所沢駅西口区画整理事務所	軽貨物	2017年1月		ガソリン			17,659km	
218	建設部	建設総務課	軽貨物	2015年10月		ガソリン		○	35,402km	
219	建設部	建設総務課	軽貨物	2013年7月		ガソリン		○	40,402km	
220	建設部	建設総務課	小型貨物	2007年7月		ガソリン			50,400km	
221	建設部	道路建設課	小型貨物	2007年7月		ガソリン			65,421km	
222	建設部	道路建設課	小型貨物	2010年8月		ガソリン			44,730km	
223	建設部	道路建設課	軽貨物	2011年8月		ガソリン			50,599km	
224	建設部	道路建設課	軽貨物	2013年7月		ガソリン			37,964km	
225	建設部	道路維持課	小型貨物	2005年10月		軽油			113,179km	
226	建設部	道路維持課	小型貨物	2007年1月		ガソリン			89,145km	
227	建設部	道路維持課	特種用途	2013年6月		ガソリン			111,733km	
228	建設部	道路維持課	特種用途	2007年11月		軽油			83,593km	
229	建設部	道路維持課	普通貨物	2019年3月		軽油		○	20,484km	
230	建設部	道路維持課	普通貨物	2011年3月		軽油			46,574km	
231	建設部	道路維持課	小型貨物	2009年11月		ガソリン		○	103,893km	
232	建設部	道路維持課	軽貨物	2011年8月		ガソリン			109,585km	
233	建設部	道路維持課	軽貨物	2010年8月		ガソリン			111,453km	
234	建設部	公園課	軽貨物	2011年8月		ガソリン			60,848km	
235	建設部	公園課	軽貨物	2013年6月		ガソリン			30,796km	
236	建設部	公園課	軽貨物	2003年7月		ガソリン			103,010km	
237	建設部	公園課	特種用途	2012年2月		軽油			101,977km	
238	建設部	公園課	小型貨物	2000年1月		ガソリン			131,702km	
239	建設部	公園課	小型貨物	2016年2月		軽油			19,364km	
240	建設部	公園課	特種用途	2009年3月		軽油			111,367km	

No.	使用部局	課	車種	初年度 登録	リース	燃料 種別	低公害車 (次世代自動車)	ドライ レコー ダー	総走行距離	備考
241	建設部	公園課	特種用途	2011年 12月		軽油			90,396km	
242	建設部	営繕課	小型貨物	2012年 9月		ガソ リン			43,022km	
243	建設部	営繕課	軽貨物	2008年 7月		ガソ リン			64,960km	
244	建設部	河川課	軽貨物	2013年 7月		ガソ リン		○	66,480km	
245	建設部	河川課	軽貨物	2005年 9月		ガソ リン		○	170,408km	
246	建設部	河川課	軽貨物	2006年 12月		ガソ リン			21,350km	
247	建設部	河川課	小型貨物	2010年 8月		ガソ リン			46,687km	
248	議会事務局	議会事務局	普通乗用	2012年 6月		ガソ リン	ハイブリッド自動車	○	67,683km	
249	教育総務部	教育施設課	小型貨物	2009年 11月		ガソ リン			77,850km	
250	教育総務部	教育施設課	小型貨物	2014年 10月		ガソ リン			28,312km	
251	教育総務部	スポーツ振興課	軽貨物	2004年 6月		ガソ リン			75,576km	
252	教育総務部	スポーツ振興課	軽貨物	2014年 2月		ガソ リン			40,793km	
253	教育総務部	スポーツ振興課	小型貨物	2017年 9月		軽油			14,206km	
254	教育総務部	スポーツ振興課	小型貨物	2008年 6月		ガソ リン			54,873km	
255	教育総務部	スポーツ振興課	軽乗用	2017年 9月		ガソ リン		○	19,291km	
256	教育総務部	文化財保護課	小型貨物	2012年 8月		ガソ リン		○	32,490km	
257	教育総務部	文化財保護課	軽乗用	2010年 8月		ガソ リン			47,179km	
258	教育総務部	文化財保護課(埋蔵 文化財調査センター)	小型貨物	2007年 1月		ガソ リン			61,275km	
259	教育総務部	文化財保護課(埋蔵 文化財調査センター)	軽貨物	2014年 10月		ガソ リン		○	40,224km	
260	教育総務部	文化財保護課(埋蔵 文化財調査センター)	軽貨物	2013年 7月		ガソ リン			32,197km	
261	教育総務部	文化財保護課(埋蔵 文化財調査センター)	小型貨物	2017年 9月		軽油		○	5,189km	
262	教育総務部	所沢図書館	小型貨物	2014年 8月	○	ガソ リン			11,254km	
263	学校教育部	学校教育課	小型貨物	2012年 9月		ガソ リン			33,006km	
264	学校教育部	学校教育課	軽乗用	2017年 9月		ガソ リン			17,580km	
265	学校教育部	学校教育課	小型貨物	2014年 10月		ガソ リン			22,666km	
266	学校教育部	学校教育課	軽乗用	2010年 8月		ガソ リン			34,414km	
267	学校教育部	保健給食課(第1学校 給食センター)	軽乗用	2007年 8月		ガソ リン			53,395km	
268	学校教育部	保健給食課(第1学校 給食センター)	普通貨物	2005年 8月	○	軽油		○	74,883km	
269	学校教育部	保健給食課(第1学校 給食センター)	普通貨物	2005年 8月	○	軽油		○	74,637km	
270	学校教育部	保健給食課(第1学校 給食センター)	普通貨物	2006年 8月	○	軽油		○	70,462km	

No.	使用部局	課	車種	初年度登録	リース	燃料種別	低公害車 (次世代自動車)	ドライブレコーダー	総走行距離	備考
271	学校教育部	保健給食課 (第1学校給食センター)	普通貨物	2006年8月	○	軽油		○	71,312km	
272	学校教育部	保健給食課 (第1学校給食センター)	普通貨物	2006年8月	○	軽油		○	70,603km	
273	学校教育部	保健給食課 (第1学校給食センター)	普通貨物	2006年8月	○	軽油		○	73,843km	
274	学校教育部	保健給食課 (第1学校給食センター)	普通貨物	2007年8月	○	軽油		○	67,386km	
275	学校教育部	保健給食課 (第3学校給食センター)	小型貨物	2002年5月		ガソリン		○	62,072km	
276	学校教育部	保健給食課 (第3学校給食センター)	普通貨物	2005年8月	○	軽油		○	86,357km	
277	学校教育部	保健給食課 (第3学校給食センター)	普通貨物	2005年8月	○	軽油		○	87,092km	
278	学校教育部	保健給食課 (第3学校給食センター)	普通貨物	2005年8月	○	軽油		○	91,923km	
279	学校教育部	保健給食課 (第3学校給食センター)	普通貨物	2006年8月	○	軽油		○	82,439km	
280	学校教育部	保健給食課 (第3学校給食センター)	普通貨物	2007年8月	○	軽油		○	74,042km	
281	学校教育部	保健給食課 (第3学校給食センター)	普通貨物	2007年8月	○	軽油		○	73,690km	
282	学校教育部	保健給食課 (第3学校給食センター)	普通貨物	2008年8月	○	軽油		○	82,581km	
283	学校教育部	保健給食課 (南小学校)	普通貨物	2014年8月	○	軽油			3,632km	
284	学校教育部	保健給食課 (柳瀬小学校)	普通貨物	2008年8月	○	軽油			44,520km	
285	学校教育部	保健給食課 (和田小学校)	普通貨物	2014年5月	○	軽油			4,085km	
286	学校教育部	教育センター	小型貨物	2019年10月	○	ガソリン		○	6,322km	
287	学校教育部	教育センター	小型貨物	2019年10月	○	ガソリン		○	2,843km	
288	学校教育部	教育センター	小型貨物	2009年11月		ガソリン			37,614km	
289	市民医療センター	総務課	軽乗用	2002年6月		ガソリン			45,056km	
290	市民医療センター	総務課	小型貨物	2011年6月		ガソリン			12,839km	
291	市民医療センター	総務課	普通乗用	2017年6月		電気	電気自動車		6,824km	
292	上下水道局	総務課	小型貨物	2005年4月		ガソリン			21,318km	
293	上下水道局	総務課	普通乗用	2016年4月		ガソリン		○	8,469km	
294	上下水道局	総務課	普通乗用	2017年6月		電気	電気自動車	○	16,723km	
295	上下水道局	経営課	軽乗用	2012年5月		ガソリン			19,693km	
296	上下水道局	窓口サービス課	軽貨物	2007年4月		ガソリン			35,754km	
297	上下水道局	窓口サービス課	軽貨物	2007年5月		ガソリン			30,361km	
298	上下水道局	窓口サービス課	軽貨物	2008年5月		ガソリン			39,419km	
299	上下水道局	窓口サービス課	軽貨物	2008年5月		ガソリン			47,285km	
300	上下水道局	窓口サービス課	軽貨物	2008年5月		ガソリン			82,127km	

No.	使用部局	課	車種	初年度登録	リース	燃料種別	低公害車 (次世代自動車)	ドライブレコーダー	総走行距離	備考
301	上下水道局	窓口サービス課	軽貨物	2018年6月		ガソリン		○	26,277km	
302	上下水道局	窓口サービス課	軽乗用	2005年5月		ガソリン			60,887km	
303	上下水道局	窓口サービス課	軽乗用	2013年7月		ガソリン			39,718km	
304	上下水道局	水道建設課	軽貨物	2007年5月		ガソリン			48,474km	
305	上下水道局	水道建設課	軽貨物	2008年5月		ガソリン			65,064km	
306	上下水道局	水道建設課	軽貨物	2008年5月		ガソリン			61,281km	
307	上下水道局	水道建設課	軽貨物	2009年10月		ガソリン			32,973km	
308	上下水道局	水道建設課	軽貨物	2016年5月		ガソリン			32,059km	
309	上下水道局	水道建設課	軽貨物	2018年6月		ガソリン		○	20,924km	
310	上下水道局	給水管理課	軽貨物	2010年5月		ガソリン			40,943km	
311	上下水道局	給水管理課	軽貨物	2008年5月		ガソリン			47,647km	
312	上下水道局	給水管理課	軽貨物	2009年7月		ガソリン			21,493km	
313	上下水道局	給水管理課	特種用途	2003年8月		軽油			4,765km	
314	上下水道局	給水管理課	特種用途	1999年8月		軽油			4,664km	
315	上下水道局	給水管理課	特種用途	2006年8月		ガソリン			13,394km	
316	上下水道局	給水管理課	特種用途	1994年10月		ガソリン			3,716km	
317	上下水道局	給水管理課	小型貨物	2005年11月		軽油			1,445km	
318	上下水道局	給水管理課	小型貨物	2005年11月		軽油			3,976km	
319	上下水道局	給水管理課	特種用途	2006年11月		軽油			4,253km	
320	上下水道局	給水管理課	軽貨物	2009年12月		ガソリン			26,057km	
321	上下水道局	給水管理課	軽貨物	2011年3月		ガソリン			54,482km	
322	上下水道局	給水管理課	軽貨物	2009年5月		ガソリン			62,357km	
323	上下水道局	給水管理課	軽貨物	2006年5月		ガソリン			40,448km	
324	上下水道局	給水管理課	軽貨物	2011年6月		ガソリン			41,552km	
325	上下水道局	給水管理課	軽乗用	1998年12月		ガソリン			89,986km	
326	上下水道局	給水管理課	軽貨物	2012年3月		ガソリン			22,204km	
327	上下水道局	下水道整備課	小型貨物	2009年5月		ガソリン			43,278km	
328	上下水道局	下水道整備課	軽貨物	2009年5月		ガソリン			62,343km	
329	上下水道局	下水道整備課	軽貨物	2009年5月		ガソリン			35,214km	
330	上下水道局	下水道整備課	小型貨物	2008年5月		ガソリン			35,928km	

No.	使用部局	課	車種	初年度 登録	リース	燃料 種別	低公害車 (次世代自動車)	ドライ ブレコー ダ	総走行距離	備考
331	上下水道局	下水道整備課	小型貨物	2008年 5月		ガソ リン			68,540km	
332	上下水道局	下水道整備課	軽貨物	2008年 6月		ガソ リン			54,180km	
333	上下水道局	下水道維持課	軽乗用	2020年 2月		ガソ リン		○	5,966km	
334	上下水道局	下水道維持課	小型貨物	2009年 5月		ガソ リン			35,098km	
335	上下水道局	下水道維持課	軽乗用	2011年 7月		ガソ リン			41,904km	
336	上下水道局	下水道維持課	軽貨物	2013年 7月		ガソ リン			66,888km	
337	上下水道局	下水道維持課 (下水道管理事務所)	軽乗用	2011年 5月		ガソ リン			45,912km	
338	上下水道局	下水道維持課 (下水道管理事務所)	軽貨物	2010年 5月		ガソ リン			68,310km	
339	上下水道局	下水道維持課 (下水道管理事務所)	軽貨物	2015年 12月		ガソ リン			56,474km	
340	上下水道局	下水道維持課 (下水道管理事務所)	軽貨物	2018年 7月		ガソ リン		○	7,974km	
341	上下水道局	下水道維持課 (下水道管理事務所)	特種用途	2020年 2月		軽油		○	2,469km	
342	上下水道局	下水道維持課 (下水道管理事務所)	特種用途	2004年 10月		軽油			53,849km	
343	上下水道局	下水道維持課 (下水道管理事務所)	特種用途	2021年 3月		軽油		○	1,500km	
344	上下水道局	下水道維持課 (下水道管理事務所)	特種用途	2009年 2月		軽油			22,954km	
345	上下水道局	下水道維持課 (下水道管理事務所)	小型貨物	2019年 2月		軽油		○	4,250km	
346	上下水道局	下水道維持課 (下水道管理事務所)	普通貨物	2005年 10月		軽油			15,001km	
347	上下水道局	下水道維持課 (下水道管理事務所)	小型貨物	2006年 1月		軽油			26,585km	
348	上下水道局	下水道維持課 (下水道管理事務所)	小型貨物	2003年 6月		軽油			97,330km	

Ⅱ. 所沢市自動車等管理規程

○所沢市自動車等管理規程

昭和 62 年4月1日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、市が所有する自動車等(市民医療センター及び上下水道局に属するものを除く。)の管理の適正化を図り、安全かつ効率的な使用を確保することについて、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 25 年訓令5号・27 年 13 号・29 年1号〕

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車等 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

(2) 安全運転管理者 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「道交法」という。)第 74 条の3第1項に定める者をいう。

(3) 副安全運転管理者 道交法第 74 条の3第4項に定める者をいう。

(4) 運転者 道交法第 84 条第1項の規定に基づき運転免許を受けた者で、自動車等を運転するものをいう。

(5) 共用車 自動車管理事務所に所属し、共用的に使用される自動車等をいう。

(6) 貸出車 自動車管理事務所に所属し、専用的かつ長期間にわたり貸し出される自動車等をいう。

一部改正〔平成 27 年訓令 13 号・28 年2号〕

(安全運転管理者等)

第3条 自動車等の安全な運転を確保するため、安全運転管理者及び副安全運転管理者を置き、市長がこれを選任する。

2 安全運転管理者は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の10各号に掲げる事項を処理する。

3 副安全運転管理者は、安全運転管理者の指示に従い、安全運転管理者の業務を補助する。

一部改正〔平成27年訓令13号・28年2号〕

(車両管理者)

第4条 自動車等の管理を計画的かつ適正に行うため、車両管理者を置く。

2 車両管理者は、自動車管理事務所長をもつて充てる。

3 車両管理者は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 自動車等の配車計画及び使用の許可に関すること。

(2) 自動車等の増車、廃車、更新計画及び実施に関すること。

(3) 自動車等の保険に関すること。

(4) 自動車等の車検、点検及び整備に関すること。

(5) 自動車等管理台帳(様式第1号)の整理保管に関すること。

(6) その他自動車等の管理に関すること。

一部改正〔平成27年訓令13号・28年2号〕

(運行管理者)

第5条 自動車等の安全運行を適切に行うため、運行管理者を置く。

2 運行管理者は、運転者の所属する課等の長をもつて充てる。

3 運行管理者は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 使用の許可を受けた共用車及び貸出車の運行管理に関すること。

(2) 運転者に対する必要な指示又は監督に関すること。

一部改正〔平成 27 年訓令 13 号・28 年2号〕

(運転資格)

第6条 運転者は、自動車等の運転に必要な知識及び能力を有し、身体及び精神共に運転に適した者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 運転免許取得後1年を経過し、かつ、条件付採用期間を経過している者(安全運転管理者が不相当と認める者を除く。)

(2) 安全運転管理者が相当と認める者

2 運行管理者は、非常勤の特別職員及び臨時的任用職員に自動車等の運転をさせようとするときは、あらかじめ安全運転管理者へ届け出なければならない。

追加〔平成 28 年訓令2号〕

(使用の範囲)

第7条 自動車等は、公務で使用する場合以外は使用してはならない。

2 自動車等の使用時間は、勤務時間内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

一部改正〔平成 28 年訓令2号〕

(使用の申請)

第8条 共用車を使用(次項に掲げる場合を除く。)しようとする者は、あらかじめ公用車予約システムにより申請しなければならない。

2 自動車管理事務所に所属する運転手付きの共用車(以下「特別車」という。)を使用しようとする運行管理者は、使用する日の前日までに特別車使用申請書(様式第2号)により車両管理者に申請しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと車両管理者が認めるときは、口頭で特別車の使用を申請し、使用後速やかに特別車使用申請書の提出をすることで、これに代えることができる。

3 貸出車を借り受けようとする運行管理者は、自動車等借受申請書(様式第3号)に

より車両管理者に申請しなければならない。

全部改正〔平成 27 年訓令 13 号〕、一部改正〔平成 28 年訓令 2 号〕

(使用の許可)

第9条 前条第1項の申請にあつては、当該共用車の使用を予定している日までに車両管理者による配車計画の変更等の通知がない限り、使用の許可をしたものとみなす。

2 前条第2項及び第3項の申請があつたときは、車両管理者はその内容を受けて配車計画を立て、使用の許可をしたときは、その結果を通知する(前条第2項ただし書の規定により口頭で申請した場合を除く。)ものとする。

3 車両管理者は、前項の通知の後、特別な事情が生じたときは、その取消し又は変更を行うことができる。

一部改正〔平成 27 年訓令 13 号・28 年 2 号〕

(運行)

第 10 条 運転者は、自動車等の運行に当たっては、常に関係法令を遵守し、適切かつ安全な運行に努めなければならない。

一部改正〔平成 27 年訓令 13 号・28 年 2 号〕

(点検)

第 11 条 運転者は、自動車等の運行前点検を行わなければならない。

一部改正〔平成 28 年訓令 2 号〕

(携帯物の確認)

第 12 条 運転者は、自動車等の運行に当たり、次に掲げるものを携帯し、又は自動車等に備え付けていることを確認しなければならない。

(1) 運転免許証

(2) 自動車検査証

(3) 自動車損害賠償責任保険証

(4) 工具その他必要なもの

一部改正〔平成 27 年訓令 13 号・28 年2号〕

(格納)

第 13 条 運転者は、運行終了後、自動車等の清掃を行い、所定の場所に格納しなければならない。

2 運転者は、運行終了後、自動車等の鍵を共用車にあつては車両管理者、貸出車にあつては運行管理者に速やかに返納しなければならない。

一部改正〔平成 27 年訓令 13 号・28 年2号〕

(使用報告書)

第 14 条 共用車を運行した運転者は、運行終了後、共用車の使用状況を共用車使用報告書(様式第4号)により車両管理者に報告しなければならない。

2 貸出車の使用の許可を受けている運行管理者は、毎月月末に貸出車の使用状況を取りまとめ、貸出車使用報告書(様式第5号)により翌月5日までに車両管理者に報告しなければならない。

一部改正〔平成 27 年訓令 13 号・28 年2号〕

(事故報告)

第 15 条 運転者は、交通事故を起こしたとき、又は交通事故に遭つたときは、法令に基づく処置をした後、直ちに運行管理者及び車両管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 運転者は、独断で相手方と交渉してはならない。

3 運転者は、いかなる事故であつても事故が発生したときは、帰庁後直ちに自動車等事故報告書(様式第6号)を作成し、安全運転管理者を経て市長に報告しなければならない。ただし、運転者が負傷等により報告できないときは、運行管理者が報告するものとする。

一部改正〔平成 27 年訓令 13 号・28 年2号〕

(その他)

第 16 条 この訓令に定めるもののほか、自動車等の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成 27 年訓令 13 号・28 年2号〕

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 62 年4月1日から施行する。

(所沢市庁用自動車等管理規程の廃止)

2 所沢市庁用自動車等管理規程(昭和 51 年訓令第 12 号)は、廃止する。

附 則(平成5年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年3月 29 日訓令第5号)

この訓令は、平成 25 年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年9月1日訓令第 13 号)

この訓令は、平成 27 年9月1日から施行する。

附 則(平成 28 年3月 18 日訓令第2号)

この訓令は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年3月 23 日訓令第1号)

この訓令は、平成 29 年4月1日から施行する。

Ⅲ. 所沢市上下水道事業庁用自動車等管理規程

○所沢市上下水道事業庁用自動車等管理規程

昭和 52 年4月1日水道訓令第 11 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、庁用自動車等の管理の適正化を図り、もって安全かつ効率的な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁用自動車等 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車で上下水道事業(水道事業及び下水道事業をいう。)の所有に属するものをいう。
- (2) 共用車 上下水道局総務課に所属し、共用的に使用される庁用自動車等をいう。
- (3) 専用車 共用車以外の庁用自動車等をいう。
- (4) 安全運転管理者 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「道交法」という。)第 74 条の3第1項に定める者をいう。
- (5) 副安全運転管理者 道交法第 74 条の3第4項に定める者をいう。
- (6) 運転者 道交法第 84 条第1項の規定に基づき運転免許を受けた者で、庁用自動車等を運転するものをいう。

(安全運転管理者等)

第3条 庁用自動車等の安全な運転を確保するため、安全運転管理者及び副安全運転管理者を置き、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)がこれを選任する。

2 安全運転管理者は、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第9条の

10 各号に掲げる事項を処理する。

3 副安全運転管理者は、安全運転管理者の指示に従い、安全運転管理者の業務を補助する。

(車両の管理)

第4条 庁用自動車等の点検、整備その他車両の管理は、安全運転管理者の指示に従い、共用車にあつては上下水道局総務課長(以下「主管課長」という。)が、専用車にあつてはその所属する課等の長(以下「所属長」という。)が行うものとする。

(運行の管理)

第5条 庁用自動車等の適切かつ安全な運行の管理は、安全運転管理者の指示に従い、共用車にあつては主管課長が、専用車にあつては所属長が行うものとする。

(運転資格)

第6条 運転者は、庁用自動車等の運転に必要な知識及び能力を有し、身体及び精神共に運転に適した者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 運転免許取得後1年を経過し、かつ、条件付採用期間を経過している者(安全運転管理者が不相当と認める者を除く。)

(2) 安全運転管理者が相当と認める者

(運転者の遵守事項)

第7条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 交通法規を熟知し、適切かつ安全な運行に努めること。

(2) 運行開始前に仕業点検を行うこと。

(3) 運行終了後に洗車を適宜行い、各部点検の後所定の位置に格納すること。

(4) 故障その他整備不良な箇所を発見したときは、直ちに主管課長又は所属長に届け出ること。

(共用車の使用)

第8条 共用車を使用しようとする者は、使用日の前日までに主管課長に申し出なければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(専用車の使用)

第9条 専用車を使用しようとする者は、所属長の許可を受け、その指示に従って使用しなければならない。

(運転日誌)

第10条 運転者は、庁用自動車等使用報告書(様式第1号)に所定の事項を記入し、運行終了後速やかに、共用車にあつては主管課長、専用車にあつては所属長に提出しなければならない。

(事故報告)

第11条 運転者は、交通事故を起こしたとき、又は交通事故に遭つたときは、法令に基づき処置をした後、直ちに主管課長又は所属長及び安全運転管理者を経て事故報告書(様式第2号)により管理者に報告しなければならない。

2 安全運転管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、事故のてん末を管理者に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、庁用自動車等の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月1日水道訓令第1号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成 14 年4月1日水道訓令第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 14 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

附 則(平成 25 年4月1日上下水道訓令第 12 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 25 年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年3月 25 日上下水道訓令第3号)

この訓令は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年3月 23 日上下水道訓令第1号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 29 年4月1日から施行する。